四万十市分別収集計画



計画期間:令和5年4月1日~令和10年3月31日

令和4年6月

四 万 十 市

目 次

| 1 | 計画策定の意義 | 2 |
|---|---|---|
| 2 | 基本的方向 | 2 |
| 3 | 計画期間 | 2 |
| 4 | 対象品目 | 2 |
| 5 | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み | 2 |
| 6 | 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 | 3 |
| 7 | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄 物の収集に係る分別の区分 | 5 |
| 8 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み | 6 |
| 9 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 | 7 |
| 1 | 0 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 | 8 |
| 1 | 1 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 | 8 |

1 計画策定の意義

現在、私たちの生活は大量生産、大量消費、大量廃棄のうえに成り立っており、便利な生活と引き換えに廃棄物の排出量が増加し、廃棄物最終処分場のひっ迫や廃棄物の処理経費の増大を招く一方で、プラスチックごみによる海洋汚染などさまざまな環境問題の原因となっている。

また本市でも、将来的には人口の減少に伴い、廃棄物量の減少が見込まれているが、一般廃棄物処理基本計画に掲げる一般廃棄物排出量の目標を達成するために、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、循環型社会を確立するために更なる努力が求められている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、本市における3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で市民・事業者・行政それぞれの役割を明らかにし、全ての関係者が取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R を推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命を図ることにより、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

- (1) 四万十市一般廃棄物処理基本計画と整合させながら、資源循環型社会の構築を目指す。
- (2) 地区単位での徹底したごみの分別と容器包装廃棄物及び資源化物のリサイクルを促進する。
- (3) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルに努め、分別収集の拡充や効率的な収集方法を検討する。
- (4) 市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他の色)、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装(ペットボトルキャップ)を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 容器包装廃棄物 | 3, 203 t | 3, 156 t | 3, 109 t | 3,069 t | 3,029 t |

【内 訳】

| 項目 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------------------|--------------------------|----------|----------|----------|----------|
| スチール製容器 | スチール製容器91.8 tアルミ製容器172 t | | 89.1 t | 88.0 t | 86.9 t |
| アルミ製容器 | | | 167 t | 165 t | 163 t |
| 無色のガラス製容器 | 241 t | 238 t | 234 t | 231 t | 228 t |
| 茶色のガラス製容器 | 195 t | 192 t | 189 t | 187 t | 185 t |
| その他の色のガラス製 容器 | 115 t | 113 t | 111 t | 110 t | 109 t |
| 飲料用紙製容器 | 68.9 t | 67.9 t | 66.9 t | 66.0 t | 65.1 t |
| ダンボール | 482 t | 475 t | 468 t | 462 t | 456 t |
| その他の紙製容器包装 | 425 t | 419 t | 412 t | 407 t | 402 t |
| ペットボトル | 241 t | 238 t | 234 t | 231 t | 228 t |
| その他プラスチック製 容器包装 | 1, 171 t | 1, 154 t | 1, 137 t | 1, 122 t | 1, 108 t |
| 計 | 3, 203 t | 3, 156 t | 3, 109 t | 3,069 t | 3,029 t |

※本表の数値は、ごみ排出量に占める容器包装廃棄物の排出実態調査 (8都市平均組成)により算出 した。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に 当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・ 連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、市民の意識の向上を図るとともに、四万十市家庭ごみ減量推進員によるリサイクル活動を推進する。

(1) 排出の抑制とリサイクルの推進

ア 各地区での廃棄物の減量及びリサイクルの推進

各地区が主体となり廃棄物の減量及びリサイクルを行う。家庭ごみ減量推進員による各地区への分別の推進、小中学校で行われる廃品回収を実施し、容器包装廃棄物の分別及び資源化物のリサイクルを促進する。

イ 容器包装廃棄物の分別収集の拡充と効率的な収集方法の検討

容器包装廃棄物の処理ルート等を調査し、容器包装廃棄物の分別収集品目の拡充と効率的な収集方法の検討を行う。

ウ 過剰包装の抑制

市指定袋販売店(スーパーマーケット等の小売店)の協力により、店舗側が自ら余分なごみは消費者に渡さないなど包装の簡素化を推進する。

エ マイバッグ運動・レジ袋削減の推進

マイバッグ持参の啓発・指導、マイバッグに関するポスターの作成、チラシ配 り等を行い、マイバッグ運動を推進する。

オ グリーン購入の促進

市が率先して環境に配慮した商品を優先的に購入し、「グリーン購入」を促進する。また、環境物品等に関する適切な情報提供をすることにより、事業者や市民の間で「グリーン購入」を広める。

カ 市役所での活動

庁舎内のごみの減量、徹底分別及びリサイクルを行うとともに、四万十市地球温暖化防止実行委員会を開催しながら環境に対する職員の知識を高め、環境にやさしい市役所を目指す。

キ 事業所への働きかけ

市内事業所へ、ごみの適正処理の啓発チラシを配付し、ごみの減量・リサイクルについて協力依頼を行う。

(2) 啓発活動、環境教育の充実

ア 研修会及び学習会の開催

家庭ごみ減量推進員研修会、幼児・児童の環境学習会、各種団体の環境学習会 を開催し、ごみの適切な出し方やリサイクルについての学習を行うことにより、 ごみの減量・リサイクルを推進する。

イ 各種会議での周知啓発

地区での会合や、職員研修会等でごみ問題やごみの分別方法等についての説明を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に 係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする 容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、現在使用している収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容 | 収集に係る分別の区分 | | |
|---------------------------------------|------------------------|---------------------|--|
| 主としてスチール製の容認主としてアルミニウム製の | スチール缶 アルミ缶 その他の缶 | | |
| | 無色のガラス製容器 | ビン (無色) | |
| 主としてガラス製の容器 | 茶色のガラス製容器 | ビン(茶色) ビン(その他の色) | |
| | その他の色のガラス製容器 | 生きビン | |
| 主として紙製の容器であ のもの(原材料としてア/ ものを除く) | 紙パック | | |
| 主としてダンボール製の名 | ダンボール | | |
| 主として紙製の容器包装で | 雑がみ | | |
| 主としてポリエチレンテリ容器であって飲料、しょう酵調味料等を充てんする方 | ペットボトル | | |
| 主としてプラスチック製 外のもの(ペットボトルキ | ペットボトルキャップ | | |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

| No. | 品目 | 令和 5 | 年度 | 令和(| 6年度 | 令和7 | 7年度 | 令和 8 | 8年度 | 令和 | 9年度 |
|-----|--|---------------|---------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|---------------|---------------------|---------------|---------------------|
| 1 | 主としてスチ ール製の容器 | 3. 99 t | | 3. 92 t | | 3.86 t | | 3.81 t | | 3.76 t | |
| 2 | 主としてアル ミ製の容器 | 33. 6 | 5 t | 33. 12 t | | 32.60 t | | 32. 17 t | | 31. 75 t | |
| | | 合計 3 | 2.0 t | 合計 : | 31.5 t | 合計 | 31.0 t | 合計 | 30.6 t | 合計 | 30. 2 t |
| 3 | 無色のガラス 製容器 | 引渡量 32.0 t | 独自処 理量 0 t | 引渡量 31.5 t | 独自処 理量 0 t | 引渡量 31.0 t | 独自処 理量 0 t | 引渡量 30.6 t | 独自処 理量 0 t | 引渡量 30.2 t | 独自处理 量 0 t |
| | | 合計 4 | 14.4 t | 合計 | 43. 7 t | 合計 | 43.0 t | 合計 | 42.5 t | 合計 | 41.9 t |
| 4 | 茶色のガラス 製容器 | 引渡量 30.6 t | 独自処 理量 13.8 t | 引渡量 30.2 t | 独自処 理量 13.6 t | 引渡量 29.7 t | 独自処 理量 13.3 t | 引渡量 29.3 t | 独自処 理量 13.2 t | 引渡量 28.9 t | 独自处理 量 13.0 t |
| | | 合計 3 | 30.3 t | 合計 : | 29.8 t | 合計 | 29.3 t | 合計 | 29.0 t | 合計 | 28.6 t |
| 5 | その他の色の ガラス製容器 | 引渡量 30.3 t | 独自処 理量 0 t | 引渡量 29.8 t | 独自処 理量 0 t | 引渡量 29.3 t | 独自処 理量 0 t | 引渡量 29.0 t | 独自処 理量 0 t | 引渡量 28.6 t | 独自处理 量 0 t |
| 6 | 主として紙製の容器であって飲料を充てんするための(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く) | | | 7. 62 t 7. 50 t 7. 38 t | | 8 t | 7. 28 t | | 7. 19 t | | |
| 7 | 主としてダンボ ール製の容器 | 186 | t | 183 | 3 t | 180 t | | 178 t | | 176 t | |
| | 主として紙製 | 合計 3 | 31.9 t | 合計 : | 31.4 t | 合計 | 30.9 t | 合計 | 30.5 t | 合計 | 30.1 t |
| 8 | の容器包装で あって上記以 外のもの | 引渡量 0 t | 独自処 理量 31.9 t | 引渡量 0 t | 独自処 理量 31.4 t | 引渡量 0 t | 独自処 理量 30.9 t | 引渡量 0 t | 独自処 理量 30.5 t | 引渡量 0 t | 独自处理 量 30.1 t |
| | 主エフEで又そ臣品る にアントの飲う務るんも にアントの飲う務るんも にためてのがをためてのがをためてのもしたとの。 でステトの飲いのでは、 でステトの飲いのがでいる。 は、これで、 で、 で、これで、 で、 で、これで、 で、これで、 で、これで、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で | 合計 3 | 88. 3 t | 合計 | 37. 7 t | 合計 | 37. 1 t | 合計 | 36.6 t | 合計 | 36.1 t |
| 9 | | 引渡量 37.9 t | 独自処 理量 0.42 t | 引渡量 37.3 t | 独自処 理量 0.40 t | 引 渡量 36.7 t | 独自処 理量 0.39 t | 引渡量 36.2 t | 独自処 理量 0.39 t | 引渡量 35.7 t | 独自处理 量 0.38 t |
| | 主としてプラ スチック製の | 合計 1 | 17 t | 合計 | 1. 15 t | 合計 | 1. 13 t | 合計 | 1. 11 t | 合計 | 1.10 t |
| 10 | 容器包装であって上記以外のもの (ペットボトルキャップのみ) | 引渡量 0 t | 独自処 理量 1.17 t | 引渡量 0 t | 独自処 理量 1.15 t | 引渡量 0 t | 独自処 理量 1.13 t | 引渡量 0 t | 独自処 理量 1.11 t | 引渡量 0 t | 独自处理 量 1.10 t |

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集の実施主体

| 73 | 力が収集り天旭王体 | | | | | | |
|-----|--------------------|------------------------|------------------------------------|-------------------------|--|--|--|
| | 容器包装廃棄物 の種類 | 収集等に係る 分別の区分 | 収集・運搬等段階 | 選別・保管等段階 | | | |
| 金属 | スチール製容器アルミ製容器 | アルミ缶 スチール缶 その他の缶 | 市による定期回収 住民による集団回収 | 民間リサイクル業者 | | | |
| | 無色のガラス製 容器 | ビン (無色透明) 生きビン | | | | | |
| ガラス | 茶色のガラス製 容器 | ビン(茶色) 生きビン | 市による定期回収 | 幡多中央環境センター | | | |
| | その他の色のガ ラス製容器 | ビン (その他の色) 生きビン | | | | | |
| | 飲料用紙製容器 | 紙パック | 市による定期回収 住民による集団回収 事業者等による運搬 | 幡多クリーンセンター 民間リサイクル業者 | | | |
| 紙類 | ダンボール | ダンボール | 市による定期回収 住民による集団回収 事業者等による運搬 | 幡多クリーンセンター 民間リサイクル業者 | | | |
| | その他の紙製容 器包装 | 雑がみ | 市による定期回収 住民による集団回収 事業者等による運搬 | 幡多クリーンセンター 民間リサイクル業者 | | | |
| プラス | ペットボトル | ペットボトル | 市による定期回収 住民による集団回収 事業者等による運搬 | 幡多クリーンセンター 民間リサイクル業者 | | | |
| チック | その他プラスチ ック製容器包装 | ペットボトル キャップ | 市による定期回収 | 民間リサイクル業者 | | | |
| | | | | | | | |

[※]金属、ガラスは幡多中央環境センターでの処理となるため家庭系一般廃棄物のみ。

[※]住民による集団回収は、学校等で行なう廃品回収によるもの。

[※]事業者等による運搬とは、事業者、事業者が委託している一般廃棄物収集業者、住民が運搬することである。

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の種類

| 種類 | 施設 | 内 容 | | |
|--------------------------------|------------|--|--|--|
| アルミ缶 スチール缶 その他の缶 | 民間リサイクル業者 | 中間処理施設 | | |
| ビン 生きビン ペットボトルキャップ | 幡多中央環境センター | 中間処理施設 ビン 選別、破砕、保管 生きビン、ペットボトルキャップ 選別、保管 | | |
| 紙パック ダンボール 雑がみ ペットボトル | 幡多クリーンセンター | 中間処理施設 選別、圧縮・梱包、保管 | | |

[※]上記は、市が容器包装廃棄物を分別収集するための施設である。

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見又は要望の反映、容器包装廃棄物の分別収集の円滑かつ効率的な推進を図るために「廃棄物減量等推進審議会」を活用する。また、自主的な地域でのごみの減量・リサイクル活動を推進していくため、家庭ごみ減量推進員による地域に根ざした啓発を図る。
- ・幡多地区環境行政連絡協議会等で、近隣市町村との情報交換やごみ対策について共 通認識の下、広域的にごみの減量・リサイクル活動を推進する。